

## (2) 野生動植物の保護に関する制度と取組みの現状

近年、自然保護思想の高まりとともに、野生鳥獣保護の重要性が一段と認識されている。このような背景のもと、県では鳥獣保護対策の強化を図るため、第9次鳥獣保護事業計画（平成14年4月～平成19年3月）に基づき鳥獣保護区等の指定を行っているほか、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査などの各種施策を実施するとともに、関係機関との密接な連携を保ちつつ鳥獣保護行政の推進に努めている。

また、優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している地域の保全を図るため、自然環境保全地域を指定するとともに、優れた自然の風景地を保全するため、愛媛県県立自然公園条例等に基づき自然公園特別地域を指定するなど、その保全に努めている。

### ア 野生動植物の保護に関する制度

野生動植物の保護を図るための既存の法制度には、直接、野生動植物そのものの保護を目的とするもののほか、間接的に保護を図っているものがあるが、主な制度は、次のとおりである。

#### 法律・条例等の一覧

法律・条例等	規 制 内 容	対 象 等
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)	国内希少野生動植物種 国内に生息する絶滅のおそれのある種を国内希少野生動植物種に指定し、捕獲、採取及び損傷の禁止 特定国内希少野生動植物種 国内希少野生動植物種のうち商業的に個体を繁殖させることが可能な種(植物6種)を選定し、販売事業者等の届出を義務づけ流通等を規制	指定種 オオタカ等73種 ア 植物19種 (全国536種) イ 動物54種 〔参考資料：別表3〕
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護法)	狩猟(狩猟期間に狩猟鳥獣の捕獲)以外で許可なく鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止	鳥類及び哺乳類
自然公園法	特別保護地区 ア 植物の採取・損傷の禁止、落葉・落枝の採取の禁止 イ 動物の捕獲・殺傷の禁止、動物の卵の採取・損傷の禁止 特別地域 ア 高山植物その他大臣の指定する植物の採取・損傷の禁止 イ 山岳に生息する動物その他大臣の指定する動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷の禁止	公園(瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、石鎚国立公園)ごとに指定した種 (植物延べ496種) 〔参考資料：別表4〕

法律・条例等	規 制 内 容	対 象 等
愛媛県県立自然公園条例	特別地域 ア 高山植物その他知事の指定する植物の採取・損傷の禁止 イ 山岳に生息する動物その他知事の指定する動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷の禁止	県立自然公園(7地域)ごとに指定した種 (植物延べ224種) 〔参考資料：別表6〕
自然環境保全法	国指定自然環境保全地域特別地区内の野生動植物保護地区 野生動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷の禁止	笹ヶ峰自然環境保全地域野生動植物保護地区 (植物14種) 〔参考資料：別表5〕
愛媛県自然環境保全条例	県指定自然環境保全地域特別地区内の野生動植物保護地区 野生動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷の禁止	(種の指定なし)
文化財保護法	国指定(特別)天然記念物 管理に関する指示、管理方法改善等の勧告、き損等の届出、現状変更・保存に影響を及ぼす行為(捕獲、採取等)をする場合の許可、保存に要する経費の補助制度 ア 植物：名木、巨樹、社叢、代表的な植物群落等 イ 動物：日本特有の動物で著名なもの及び生息地等	国指定 カワウソ等10種 (全国727種) ア 植物9種 (全国536種) イ 動物1種 (全国191種) 〔参考資料：別表7〕
愛媛県文化財保護条例	愛媛県指定天然記念物 文化財保護法同様、管理に関する指示、管理方法改善等の勧告、き損等の届出、現状変更・保存に影響を及ぼす行為(捕獲、採取等)をする場合の許可、保存に要する経費の補助制度	県指定 カブトガニ繁殖地等75種 ア 植物68種 イ 動物7種 〔参考資料：別表7〕

法律・条例等	内 容
土地改良法	<p>環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱</p> <p>田園環境整備マスタープランの作成：『田園環境整備マスタープラン』は、市町が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画であり、農業農村整備事業については、この計画を踏まえて実施することが必要である。</p> <p>農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針</p> <p>環境情報協議会の設置：農業農村整備事業にかかる「環境との調和への配慮」について、客観性・透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るため、事業計画の策定段階等において、専門家、地域住民の代表者などから環境に関する意見交換と情報収集等を行う。</p>
森 林 法	<p>保安林制度</p> <p>保安林においては、指定の目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質を変更する行為等が制限されており、また、立木の伐採を行った場合には、その跡地への植栽の義務が課せられる。</p> <p>林地開発許可制度</p> <p>土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形状を変更する行為であって、次の規模を超える場合、知事の許可が必要となる。</p> <p>ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1 haを超えるものにあつては道路(路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡張部分を除く。)の幅員が3 m</p> <p>イ その他の行為にあつては、その行為に係る土地の面積が1 ha</p>
都 市 緑 地 法	<p>都市における緑地保全、緑化の推進により良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(市町村策定)</p> <p>「緑地保全地域」の指定(都市計画区域内)</p> <p>無秩序な市街化、公害や災害の防止や健全な生活環境の確保等を目的として定めるもので、同地域内で建築物の新築、土地の形質の変更等を行う場合は、知事への届け出が必要となる。</p> <p>「特別緑地保全地区」の指定(都市計画区域内)</p> <p>無秩序な市街化の防止や動植物の生息地の保全等を目的として定めるもので、同地区内で建築物の新築、土地の形質の変更等を行う場合は、知事の許可が必要となる。</p> <p>「緑化地域」の指定(都市計画区域内)</p> <p>良好な都市環境の形成に必要な地域において、建築物の敷地内において緑化の推進を目的として定めるもので、大規模敷地の建築物を対象に、敷地面積の一部の緑化を義務付けること等ができる。</p> <p>「地区計画等」の活用(都市計画区域内)</p> <p>市町村は、良好な居住環境を保全する目的で、同区域内の樹林地・草地等について、条例で、木竹の伐採等について許可制とすることができる。</p>

法律・条例等	内 容
自然再生推進法	<p>過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、地方公共団体、NPO等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を総合的に推進する。</p> <p>国が行うもの</p> <p>ア 自然再生基本方針の策定 自然再生を総合的に行うための基本方針</p> <p>イ 自然再生推進会議 環境省、農林水産省、国土交通省等関係機関の連絡調整</p> <p>実施者が行うもの</p> <p>ア 自然再生協議会を組織 自然再生事業を実施するための実施計画等の協議、関係機関の連絡調整等</p> <p>イ 自然再生事業実施計画の策定</p>
環境影響評価法	<p>ある一定規模以上の土地の形状の変更等を伴う事業(対象となる事業の種類及び規模は法で定められている)を行う場合、事業者が事業実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行い、その結果を事業内容に反映させ、事業が環境の保全に十分に配慮して行われることを目的とする。</p> <p>対象事業 13事業種を規定〔参考：P74〕</p>
愛媛県環境影響評価条例	<p>環境影響評価法同様、ある一定規模以上の土地の形状の変更等を伴う事業(対象となる事業の種類及び規模は条例で定められている)を行う場合、事業者が事業実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行い、その結果を事業内容に反映させ、事業が環境の保全に十分に配慮して行われることを目的とする。</p> <p>対象事業 17事業種を規定〔参考：P74〕</p>
愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例	<p>動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、人と動物が共生する社会づくりに寄与する。</p>

< 自然公園等の状況 >

区 分	箇所数	面積(ha)	備 考
自 然 公 園	10	51,594	
国立公園	2	14,383	瀬戸内海、足摺宇和海
国定公園	1	7,820	石鎚
県立自然公園	7	29,391	金砂湖、奥道後玉川、皿ヶ嶺連峰、四国カルスト、肱川、佐田岬半島・宇和海、篠山
自然環境保全地域	3	1,947	
国 指 定	1	33	笹ヶ峰
県 指 定	2	1,914	赤石山系、小屋山
県 土 面 積	-	567,659	

## イ 野生動植物の保護に関する取組み

県では、野生動植物の現況を的確に把握し、適切な保護・保全対策を講じていくため、各種調査等を実施するとともに、多様な野生動植物が生息・生育する自然環境に配慮した森林、農村、水辺環境等の整備に努めており、その主な取組みは、次のとおりである。

### (ア) 野生動植物の生息・生育状況調査

#### 愛媛県レッドデータブックの作成

県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その希少性の評価、生息・生育状況等を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック」を作成し、県のホームページに掲載している。

#### <調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト掲載種例等一覧>

区分	専門分科会	調査対象分類群	愛媛県産野生動植物目録種	レッドリスト掲載種	
				種数(対目録)	掲載種の例
動物	哺乳類	陸産哺乳類	種 49	種(%) 20(41)	ニホンカワウソ、ツキノクグマ、ホンドモモンガ ヤマネ、クホホヒゲコウモリ
	鳥類	鳥類	309	67(22)	クマタカ、オオタカ、ヤイロチヨウ
	爬虫類 両生類	陸産爬虫類	16	8(50)	イシガメ、ヒバカリ
		両生類	18	10(56)	カスミサンショウウオ、ダルマガエル、フチサンショウウオ
	淡水魚類	淡水・汽水産魚類	177	41(23)	スナヅメ、イシドジョウ
	昆虫類	昆虫類	*400	151(*38)	コバネアオイトトンボ、ゲンゴロウ
		クモガタ類	397	6(2)	キシノウエトクゲモネ、ゴホトゲザトウムシ
		多足類	108	2(2)	トリデヤステ、イシヒヤステ
	貝類	陸・淡水産貝類	213	45(21)	ニッポソノブイガイ、シコクタケノギセル
		淡水産甲殻類	11	3(27)	トゲナシヌエビ、ミナミヌエビ
	海産動物	海産哺乳類	1	1(100)	スナメリ
		海産爬虫類	1	1(100)	アカウミガメ
		海産軟体動物	1,920	27(1)	カワガチツボ、イソウシテリ
		節足動物	117	15(13)	カブトガニ、ハクセンシオマネキ、アカガニ
		その他海産動物	92	4(4)	ゴゴシマユシ、ナメクジウオ
		[動物計]	*3,829	401(*10)	
植物	高等植物	維管束以上	3,770	826(22)	ヒモラン、タキシダ、トクワ、イカツツギ キリシマミズキ、ヒメアヤメ、シバナ、キキョウ
		蘚苔類	624	59(9)	クマノコケ、カビゴケ
	高等菌類	高等菌類	913	56(6)	フデタケ、チヨレイマイタケ、フクリョウ(マツホド)、 アカイカケ、ショウロ、クワカ、マツタケ、ナメコ、 ハタケチャダ、イゴケ
計	18分類群	*9,136	1,342 (*15)		

昆虫類の目録種数400種は、目録として整理されたコウチュウ目、チョウ目、トンボ目などの数であり、未整理のものを含めると昆虫類全体で記録のある種は最低でも8,000種以上とされている。

レッドリスト種数割合等、計欄の数値は、未整理のものを除いた数値である。

環境にやさしい愛媛づくりを目指しての作成

県内の自然生態系の保全や野生動植物等の保護対策など、自然環境に配慮した公共事業等の推進を図るため、県内外の先進事例や参考文献を収集し、環境との調和に関する基本的な考え方や留意事項等を取りまとめた「環境にやさしい愛媛づくりを目指して」を作成した。

野生動植物の生息・生育状況調査

県では、国の委託を受けて、昭和48年度以降自然環境保全基礎調査を継続的に実施している。最近では、平成12年度から14年度には、クマ、シカ、サル、イノシシなどの中・大型哺乳類の生息分布調査、平成16年度には、御荘湾の総合生物調査を実施するなど、生物多様性の保全のための基礎資料の整備を行っている。

(1) 鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、銃猟禁止区域等を指定し、鳥獣の保護を図っている。

< 鳥獣保護区等一覧 >

区 分	箇所数	面積(ha)	備 考
鳥獣保護区	(12) 59	(2,177) 67,104.83	森林鳥獣生息地 34(10)箇所 三島嶺南、阿島長野、葛籠尾、奥道後、高縄、佐礼谷、芋坂、亀谷、岩屋寺、猪伏、金山出石寺、富士山、鹿野川ダム周辺、権現山、諏訪崎、卯之町、野村ダム周辺、篠山、鹿島、高茂、谷上山、滑床成川、小田深山、黒瀬ダム、皿ヶ峰三坂峠、笠方、伏越、奥之院、横吹、愛宕山、河辺、御在所、下伊台道後山、銚子ダム 大規模生息地 1(1)箇所 石鎚山系 集団渡来地 6(1)箇所 関前村、忽那七島海域、玉川ダム、古川、須賀川ダム、節崎池 身近な鳥獣生息地 18箇所 大宝寺、大洲城山、千足宮内、松山城、面河第三ダム、中曾根、石岡、西山、志々満ヶ原・唐子浜、高縄山、永木、西谷、宇和島市城山、大森山、白滝、多田、笛ヶ滝、小藪
銃 猟 禁 止 区 域	63	8,853.95	川之江、東田、中山、国見峠、大可賀・久万の台、重信川河口、星ヶ岡、東野、美川スキー場、須ノ川、正木台、上野宮下、瀬戸デッカ航路、大洲青年の家、大谷、治良丸、見近島、永長池、小久永、山越、鹿ノ子池、御荘湾、関川、久万高原ふるさと旅行村、源池公園、中山池、二神島航空保安無線施設、関地池、北条青少年スポーツセンター、明神、下島山・大谷、垣生、岩谷、前松瀬川、河北山、鈍川、砥部川下流・通谷池、本谷公園、湯ノ山、夫婦池、山財ダム、石風呂、北梅本町西岡、田ノ浦、下鴨部、南川、広見岩谷、アチ谷池、馬島、小原地区、東蓮寺ダム、砂塚、今治谷、重信川中流域、鬼北総合公園、中山川、下伊台、泊、山田大池、関川上、イナズミ、高浜、大池周辺

( )内は特別保護地区の箇所数及び面積で内数

アンダーラインは、特別保護地区を有する鳥獣保護区

(ウ) 自然環境等の保全・整備

監視・指導体制

多様な野生動植物が生息・生育する自然公園における監視・指導、鳥獣保護区等の管理、天然記念物に指定された動植物の保護などを行うため、自然公園指導員(国)、自然保護指導員、鳥獣保護員、文化財保護巡視員等がきめ細かな活動を行っている。

<自然保護指導員等>

区 分	人数	業 務
自然公園指導員(国)	52名	自然公園の保護と利用のため自然環境局長、知事等に協力し、必要な報告を行うとともに利用者に対し次の指導を行う。 ア 高山植物、保護鳥獣等の動植物の採取、捕獲及び殺傷の禁止 イ 環境美化 ウ 野営場、休憩所等での迷惑行為の禁止 エ 公共施設のき損防止 オ 火災予防 カ 自然解説 キ 事故防止
自然保護指導員(県)	90名	自然公園の保護のため知事又は市町長に協力し、必要な報告を行うとともに利用者に対し次の指導を行う。 ア 高山植物、保護鳥獣等の動植物の採取、捕獲及び殺傷の禁止 イ 環境美化 ウ 野営場、休憩所等での迷惑行為の禁止 エ 公共施設のき損防止 オ 火災予防
自然海浜保全指導員(県自然保護協会)	23名	自然海浜保全地区の自然を保護し、環境を維持し、その利用の適正化を図るために、次の業務を行い、必要な報告を行う。 ア 自然海浜保全地区の見回り イ 自然海浜保全地区制度の周知 ウ 利用道徳の高揚 エ 自然解説 オ 事故防止
鳥獣保護員(県)	71名	ア 鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等の管理 イ 狩猟取締りの実施 ウ 一般住民及び狩猟者の指導 エ 鳥獣保護思想の普及啓発 オ 鳥獣保護に関する諸調査 カ その他鳥獣保護及び狩猟に関すること 《権 限》 狩猟者登録証、捕獲許可証の提示、立入検査等 《その他》 監督者、警察への通報 記録及び報告
文化財保護巡視員(県)	13名	ア 国指定の重要文化財及び史跡名勝天然記念物等の巡視 イ 指定文化財等の所有者その他の関係者に対する文化財保護に関する指導助言 ウ 地域住民に対する文化財保護思想の普及活動

( )内は当該指導員等の任命機関

#### 保安林の適正な整備

森林の持つ水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全等の公共の目的を達成するため、特定の森林の区域を保安林として指定し、その森林の適正な整備・管理を行っている。

#### 環境緑化の推進

やすらぎと潤いのある生活を確保するため、緑化教室や緑の募金を行い、県民の緑化意識を高めるとともに、県民参加による県土緑化を推進している。

#### 農村における自然環境の保全

農村が有する豊かな自然環境（二次的自然）は、長年の農業生産活動等により育まれていることから、こうした活動の持続性を確保するため、地域の自然環境との調和に配慮しながら農業農村整備等に取り組んでいる。

#### 自然環境に配慮した河川等の整備

河川は豊かな自然環境を形成し、多様な生態系を育んでいることから、自然環境や生態系に配慮した多自然型川づくりを推進している。

#### 自然環境等に配慮した海岸等の整備

海岸の施設整備の際には、周辺への自然環境への支障をできるだけ回避するとともに、景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全を図るため、ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点から施設整備に取り組んでいる。



